

登別市町内会等の活動の活性化を推進する条例

町内会等は、長年にわたり最も身近な地域コミュニティとして公共的な役割を果たすとともに、市は、町内会等を大切なパートナーとして、地域の諸課題に協働で取り組み、安心して快適に暮らすためのまちづくりを進めてきました。

近年、自然災害の激甚化や頻発化が見られ、登別市は、平成24年に発生した暴風雪による大規模停電や平成30年に発生した北海道胆振東部地震を経験してきましたが、その際には災害発生時の情報伝達や地域住民の安全確保などにおいて町内会等のつながりが非常に大きな役割を果たしました。

こうしたことから、日頃からの人と人とのつながりや助け合いの重要性が改めて認識され、地域コミュニティの一つである町内会等の役割がますます重要となってきています。

しかしながら、少子高齢化や人口減少が進む中、町内会等の役員の高齢化、担い手不足等の課題が顕在化しています。また、人々の価値観や生活の多様化等に伴い、地域住民の町内会への加入率や町内会等の活動への参加は減少傾向にあり、今後、地域でのコミュニケーションの希薄化等により地域活動が低下していくことが危惧されています。

そこで、地域住民、町内会等、事業者、不動産事業者及び市が町内会等の重要性を認識し、互いに連携し、協働して地域住民の町内会への加入と町内会等の活動への参加を促進することにより、より豊かで明るく誰もが安心して暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、町内会等の活動の活性化の推進について基本理念を定め、地域住民、町内会等、事業者、不動産事業者及び市の役割を明らかにするとともに、互いに連携し、協働して地域住民の町内会への加入及び町内会等の活動への参加を促進することにより、町内会等の活動の活性化を推進し、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域住民 市内に居住する者をいう。
- (2) 町内会 市内の一定の区域に居住する者の地縁に基づき形成された

自治組織をいう。

(3) 町内会等 町内会及び登別市連合町内会（以下「連合町内会」という。）をいう。

(4) 事業者 市内において事業を行う法人又は個人をいう。

(5) 不動産事業者 事業者のうち、市内における住宅の賃貸又は管理（以下「住宅の賃貸等」という。）を業として行う法人又は個人（これらの代理又は媒介する者を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 町内会等の活動の活性化の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

(1) 地域住民、町内会等、事業者、不動産事業者及び市の相互理解及び協働により行うこと。

(2) 町内会等の地域社会における役割の重要性を理解し行うこと。

(3) 町内会等の自立性及び地域性を尊重すること。

(4) 地域住民の多様な価値観及び自主性を尊重すること。

（地域住民の役割）

第4条 地域住民は、自らが地域の一員であることを認識し、安心して快適に暮らすために、町内会等が地域社会において重要な役割を担っていることを理解するよう努めるものとする。

2 地域住民は、自らが居住する地域の町内会への加入及び町内会等の活動への積極的かつ主体的な参加に努めるものとする。

（町内会等の役割）

第5条 町内会等は、見守り活動及び防災活動等を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、安心して快適に暮らすことができる地域社会の形成に努めるものとする。

2 町内会等は、地域住民の自発的な町内会への加入、町内会等の活動への参加及び交流を促進するとともに、地域住民が町内会等の地域社会における役割の重要性について理解を深めるよう努めるものとする。

3 町内会等は、地域住民及び事業者が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めるものとする。

4 町内会等は、その活動を補い合い、又は深めるために、必要に応じて、他の町内会、連合町内会、事業者、不動産事業者、市及び各種団体と連携するよう努めるものとする。

5 連合町内会は、当該連合町内会を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会等の活動の活性化の推進に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、町内会等の地域社会における役割の重要性を理解し、町内会等の活動に積極的に参加し、又は協力することにより、町内会等の活動の活性化の推進に努めるものとする。

(不動産事業者の役割)

第7条 不動産事業者は、町内会等及び市が行う地域住民の町内会への加入及び町内会等の活動の活性化の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

2 不動産事業者は、住宅の賃貸等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者又は入居している者に対し、町内会への自発的な加入及び町内会等の活動に関する情報の提供に努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、町内会等と地域の諸課題に協働で取り組むことにより、安心で住みよいまちづくりの推進を図るものとする。

2 市は、事業等の実施に当たり、町内会等に協力を依頼する場合には、関係部局間の連携に努め、町内会等の負担が過重なものとならないよう十分配慮するものとする。

3 市は、町内会等の活動の活性化を推進するために必要な支援を行うものとする。

4 市は、地域住民が町内会等への理解及び関心を深め、町内会等の活動への参加を促進するため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(意見の考慮)

第9条 市は、町内会等の活動の活性化の推進に関する施策を実施するときは、必要に応じて意見交換、意向調査等を行い、町内会等の意見を考慮するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。